

公益社団法人 千葉県サッカー協会 会員規則

(会費)

第1条 正会員の会費は次のとおりとする。

- (1) 個人 年10,000円
 - (2) 団体 年10,000円
- 2 賛助会員の会費は次のとおりとする。
- (1) 個人 年10,000円(1口)
 - (2) 団体 年10,000円(1口)

(委員会による会員の推薦)

第2条 定款第35条に基づき設置された委員会は、各委員会の総会において代表者を選出し、定款第5条第1項第1号①に該当する正会員として推薦する。

- 2 前項の決議は、各委員会委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。
- 3 各委員会の選出する代表者の人数は、別表1のとおりとする。
- 4 代表者は再任することができる。
- 5 本条による正会員としての推薦は、委員の任期満了をもってその効力を失う。

(理事会による正会員の推薦)

第3条 理事会は、地域のサッカー事情に通じた者、大会等の運営に長けた者、指導者・審判員として実績のある者、選手として顕著な実績を残した者、その他当協会の目的達成に必要な学識経験を有する者のうちから、正会員としてふさわしい者を、定款第5条第1項第1号②に該当する正会員として推薦する。

- 2 前項により選出する正会員は30名以内とする。

(地区サッカー協会としての正会員)

第4条 定款第5条第1項第1号③に該当する団体は、別表2のとおりとする。

(会員の承認)

第5条 定款第6条第2項の入会を認める基準は以下のとおりとする。

- (1) 本協会の目的に賛同していること。
- (2) 社会人としての品格及び目的達成のための見識を兼ね備えていること。
- (3) 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第6条第1号に定める理事、監事の欠格事由に該当しないこと。

附則

1. 平成25年3月2日 大網白里市サッカー協会市制施行に伴い名称変更
2. 平成26年3月8日 JFA基本規程の改正に伴い別表1(第4種・女子の人数)を変更
3. 平成31年3月1日 山武郡市サッカー協会の入会を承認
技術委員会・指導者育成委員会の組織統合に伴い別表1(技術の人数)を変更

別表 1

第1種委員会	11名
第2種委員会	10名
第3種委員会	12名
第4種委員会	13名
女子委員会	8名
シニア委員会	7名
フットサル委員会	9名
審判委員会	7名
技術委員会	6名
キッズ委員会	6名
規律・フェアプレー委員会	1名
マッチコミッショナー委員会	2名
スポーツ医学委員会	3名
合計	95名

別表 2

旭市サッカー協会	館山市サッカー協会
我孫子市サッカー協会	千葉市サッカー協会
市川市サッカー協会	銚子市サッカー協会
市原市サッカー協会	長生郡市サッカー協会
印西市サッカー協会	東金市サッカー協会
浦安市サッカー協会	流山市サッカー協会
大網白里市サッカー協会	習志野市サッカー協会
一般社団法人柏市サッカー協会	成田市サッカー協会
香取市サッカー協会	野田市サッカー協会
鎌ヶ谷市サッカー協会	富津市サッカー協会
鴨川市サッカー協会	船橋市サッカー協会
木更津市サッカー協会	松戸市サッカー協会
君津市サッカー協会	南房総市サッカー協会
佐倉市サッカー協会	八街市サッカー協会
山武市サッカー協会	八千代市サッカー協会
白井市サッカー協会	四街道市サッカー協会
匝瑳市サッカー協会	山武郡市サッカー協会
袖ヶ浦市サッカー協会	
合計	35団体